7　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。

8　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

⑷　（略）

第７～第12　（略）

第13　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。

別紙様式第９号⑴（第202条第３項第４号関係）

（略）

目　　次

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

１　計算書類に関する事項

⑴～⑿　（略）

（削る）

⒀～⒃　（略）

２　事業概況書に関する事項

⑴・⑵　（略）

⑶　役員との取引

⑷　（略）

第７～第13　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項

⑴～⑿　（略）

（削る）

⑶　（略）

第７～第12　（略）

第13　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

別紙様式第９号⑴（第202条第３項第４号関係）

（略）

目　　次

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

１　計算書類に関する事項

⑴～⑿　（略）

⒀　役員との取引

⒁～⒄　（略）

２　事業概況書に関する事項

⑴・⑵　（略）

（新設）

⑶　（略）

第７～第13　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項

⑴～⑿　（略）

⒀　役員との取引

（単位：百万円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		